

税制面や、社会的立場はこう変わる！

	従来の「社団法人」	2008年度以降の一般社団法人	2008年度以降の公益社団法人
今後の取扱われ方ひとことと言うと	2013年11月30日までに一般社団法人か公益社団法人に移行しなければ解散	従来の 中間法人と同等の扱いになる	従来の「特定公益増進法人」に匹敵する扱いになる(より有利に)
社会的立場		「所詮メンバーのための団体」(JCごっこ)と言われても文句は言えないかも…。	「 地域に貢献する団体 」として お墨付き をもらったことになる。
税制面での優遇	・公益目的事業による収入については非課税	・メンバーからの出資金= 年会費収入以外は全て課税	・公益目的事業による収入については非課税
その法人へ寄付を行った者に対し	・通常、特に優遇措置はない ・「 特定公益増進法人 」に指定されている法人のみ、所得税または相続税の寄付金控除が認められる(日本赤十字社など)	・特に優遇措置はない	・個人が寄付を行った場合、所得税の寄付金控除が認められる ・法人が寄付を行った場合、法人所得税の寄附金損金算入が認められる

: 従来より厳しくなること
 : 従来より有利になること